

# 伊豆中央道／修善寺道路通行料

# 来年度に最大半額

県道路公社

## 合併採算制導入に配慮

意が得られたと考えると、いう。

県道路公社は、伊豆中央道と修善寺道路で最大5割の料金割引を、来年度の「できるだけ早い時期」から実施する準備を進めている。両道路の合併採算制導入に伴う地元向けサービスで、両道路の完全無料化まで継続する。同公社は、合併採算制を導入する2015年度当初から料金割引を実施する予定だったが、来春の伊豆縦貫道・東駿河湾環状道路の完成に合わせた実施を求める地元要望に応え、前倒しすることにした。

料金割引は、回数券方式。現在4種の回数券(11回、35回、60回、100回)のうち、35回券と100回券を廃止し、新たに5割引となる160回券を発行する。自動料金システムの伊豆中央道料金所は、有人料金所に改める。

今までは中央道、修善寺道路を通行する場合、2種類のカード、回数券が必要だったが、これを機に1つの回数券が両道

路で使えるようになる。

通行料金は通常、普通車200円、軽自動車150円だが、160回券を使えば半額になる。

合併採算制の導入にあたり、同公社は両道路の

伊豆中央道と修善寺道路の合併採算制。現在の個別経営から収支を一体化する方式。本来の料金徴収期限は伊豆中央道が2015年3月末、修善寺道路は25年8月だが、

事業計画の変更申請を国交省に提出しなければならぬ。その前段として

料金割引制度と江間交差点の立体化・フルインターチェンジ化を含む事業計画の変更案を、今月

両道路の建設借入金償還に合わせて同時無料化するため、伊豆中央道で有料期間が延長される一方、修善寺道路では短縮される。県の試算によると、料金徴収期限を迎え

25日に開会する県議会9月定例会に提出する。

県は伊豆市と伊豆の両市で区長や各種団体の代表などを集めた地元説明会を先月下旬に相次いで開催し、おむね住民合

ても伊豆中央道で約5億円、修善寺道路で約19億円の未償還金が残る。合併採算制の導入で2023(平成35)年度中の償還(無料化)を見込んで